

福島県原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議設置要綱

(目的)

第一 原子力発電所における労働者の安全衛生対策を推進することを目的とし、これらに関する協議調整をするため「福島県原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(業務)

第二 連絡会議は、第一の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 原子力発電所の安全衛生行政全般に関する情報交換及び連絡調整
- (2) 原子力発電所労働者の被ばく管理などに関する情報交換及び連絡調整
- (3) その他連絡会議において必要と認める事項

(組織)

第三 連絡会議は別表に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

(議長)

第四 連絡会議に議長を置くものとし、議長は、会議に関する事務を総理する。

2 議長は、福島県生活環境部次長(県民安全担当)の職にある者をもって充てる。

3 議長に事故ある時は、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第五 連絡会議は、年1回定期的に開催するものとし、その他必要に応じ議長が招集する。

2 議長は特に必要があると認めるときは、連絡会議に委員以外の関係機関の出席を求めることができるものとする。

(庶務)

第六 連絡会議の庶務は、福島県生活環境部県民安全総室原子力安全対策課において処理する。

(補則)

第七 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は連絡会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和58年6月24日から実施する。

平成元年4月1日一部改正

平成6年4月1日一部改正

平成12年4月1日一部改正

平成13年1月6日一部改正

平成14年4月1日一部改正

平成15年4月1日一部改正

平成17年3月15日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成23年4月1日一部改正

平成24年7月1日一部改正

別 表

厚生労働省	福島労働局	労働基準部	監督課長
〃	〃	〃	健康安全課長
〃	〃	〃	労災補償課長
〃	富岡労働基準監督署長		
経済産業省	原子力安全・保安院	原子力安全地域広報官（福島双葉地域担当）	
福 島 県	企画調整部	地域づくり総室	エネルギー課長
〃	生活環境部	次長（県民安全担当）	
〃	〃	県民安全総室	原子力安全対策課長
〃	保健福祉部	健康衛生総室	地域医療課長
〃	商工労働部	商工労働総室	雇用労政課長
〃	原子力センター所長		
双 葉 町	企画課長		
大 熊 町	企画調整課長		
富 岡 町	生活環境課長		
楡 葉 町	環境防災課長		